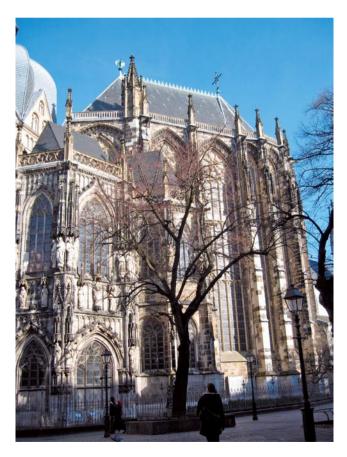


# 龍谷理エジャーナル

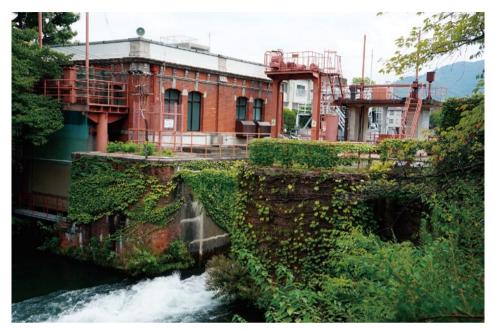
Ryukoku Journal of Science & Technology

## VOL.26-2 2014



**Environmental Solution Technology** 

表紙解説 ————————————————————————————————————
アーヘン市の中心部にある大聖堂(Aachener Dom).
アーヘン市の象徴的な建物であるとともに、1978年に UNESCO の世界遺産に登録されています。
(環境ソリューション工学科 浅野昌弘)

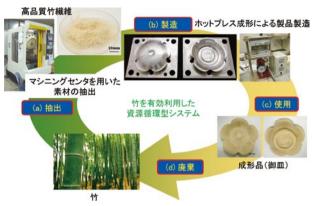


夷川発電所



三栖閘門

## 先進的な生産加工技術およびシステムの確立を目指して (解説 小川圭二, 本文 10 ページより)



サスティナブル生産システムを指向して, 竹を有効利用した資源完全循環型システム



竹繊維 100% の平歯車:構想図

## ドイツ アーヘン訪問記

(随想 浅野昌弘,本文22ページより)



アーヘン工科大学 本部学舎

# 龍谷理エジャーナル

Ryukoku Journal of Science & Technology

## 理工学会会則

制 定 1988年12月1日 一部改正 1994年7月6日 一部改正 1996年5月8日 一部改正 2007年6月6日 一部改正 2013年3月13日

#### (名称, 事務所)

第1条 本会は, 龍谷大学理工学会と称し, 事務所を龍谷 大学瀬田学舎内に置く.

#### (目 的)

第2条 本会は、会員相互の学術研究と技術開発に関する 情報交流及びコミュニケーションの推進をはかることを 目的とする.

#### (事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業 を行う
  - (1) 研究会、コロキュウムの開催
  - (2) 機関誌の出版
  - (3) 学術講演会、シンポジュウム等の開催
  - (4) その他目的達成に必要なこと

#### (会の構成)

- 第4条 本会は、次の者を以て組織する.
  - (1) 普通会員 龍谷大学理工学部及び科学技術共同研究 センターに所属する専任の教育職員並び に本会の趣旨に賛同する龍谷大学の専任 教職員
  - (2) 学生会員 龍谷大学理工学部及び理工学研究科の学 籍を有する学生
  - (3) 賛助会員 前2号以外の者で,第5条に定める総会 で入会が承認された者

#### (総 会)

- 第5条 本会の重要な事項を決定するのに、総会を置く.
- 2 次の事項は、総会において議決する.
- (1) 事業計画に関すること
- (2) 予算・決算に関すること
- (3) 役員の選任に関すること
- (4) 会員の入会・退会に関すること
- (5) その他重要な事項
- 3 総会は、普通会員全員で構成する.
- 4 総会は、会長が招集し、会長はその議長となる.
- 5 総会は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開き 議決することはできない. ただし、構成員が他の構成員 に委任した場合は、これを出席と見做して処理すること ができる.

#### (役 員)

- 第6条 本会に、次の役員を置く.
  - (1) 会 長 1名
  - (2) 副 会 長 1名
  - (3) 庶務委員 若干名
  - (4) 編 集 委 員 若干名
  - (5) 会計委員 若干名
  - (6) 会計監査委員 若干名
- 2 各役員の任期は1年とし、毎年4月に交替するものとする。ただし、再任を妨げない。

#### (役員の選任)

第7条 会長は,龍谷大学理工学部長があたるものとする. 2 会長以外の他の役員は,総会の承認を得て会長が任命する.

#### (役員の職務)

- 第8条 会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する.
- 2 副会長は、会長の職務を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する.
- 3 庶務委員は、会長の命を受けて企画・渉外・組織管理 等本会の庶務的事項を処理する.
- 4 編集委員は、会長の命を受けて機関誌の発行等出版に 関する事務を処理する.
- 5 会計委員は、会長の命を受けて本会の会計を処理する.
- 6 会計監査委員は、本会の会計監査を行う.

#### (役員会)

- 第9条 本会の日常的事務及び総会の委任事項を処理する ため、役員会を置く。
- 2 役員会は、役員全員により構成する.
- 3 役員会は、会長が主宰する.

#### (会計)

第10条 本会の経費は、入会金、年会費、龍谷大学からの助成金、事業収入及び寄付金を以て充てる.

#### (入会金)

- 第11条 本会に入会を希望する者は、入会金を納入しなければならない。
- 2 入会金の額は,2千円とする.

#### (年会費)

- 第12条 会員は年会費を納入しなければならない.
- 2 学生の年会費は年額3千円とし、毎年度納入するものとする.
- 3 教員の年会費は年額4千円とし、毎年度納入するものとする。

#### (会費等の免除)

第13条 総会は、特別な事情があると認める者に対しては、入会金又は年会費のいずれか、若しくは両方の納入を免除することができる。

#### (改 廃)

第14条 この会則の改正又は廃止は,総会において決定する.

#### 付 則

- この会則は、1989年4月11日から施行する。
- 付 則(第4条,第6条,第8条の一部改正)
- この会則は、1994年4月1日から施行する.
- 付 則(第12条の一部改正)
- この会則は、1997年4月1日から施行する.
- 付 則(第12条の一部改正)
- この会則は、2007年4月1日から施行する.
- 付 則(第11条第1項,同条第2項,第13条改正)
- この会則は、2013年4月1日から施行する.

#### 編集後記

瀬田学舎7号館の研究室の窓からは、農学部棟の建設工事の現場が見られます.2015年4月に新入生を迎える予定です.空調のおかげで快適な温度環境でこの文を書いていますが、窓の向こうでは大勢の人たちが、うだるような暑さの中で汗を流しながら働いています.頭が下がります.ちょっとずつですが、毎日着実に建物が完成に近づいているのだと思います.一人ひとりの作業が、どのような意味を持っており、お互いにどのように関連しているのか、眺めているだけではわからないのですが、緻密な設計により、有機的に組み合わさって建物ができていくのでしょう.完成し、新しい学生や教職員が活躍するのが楽しみです.田上山や、その麓の水田、集落の美しい風景を自分の研究室から眺めることができなくなるのが残念なのですが.

さて、今回の理工ジャーナルには、琵琶湖疎水についての第2弾の記事が掲載されています。京都に導かれた琵琶湖の水が、どのように京都市を巡り、人々のくらしに役立ってきたのか、是非読んでください。里山の嫌われ者である「竹」を工業材料として活用する技術開発、「ミドルマーチ」という19世紀英国小説の現代的意義、ドイツ アーヘンでの研究交流など、今回も興味深い記事が並んでいます。「学生の広場」には、ニューカレドニアでのニッケル生産とそれに伴う生物への深刻な影響についての報告が寄せられました。学生の皆さんの学会参加等の報告も多数掲載されています。

(編集委員長 宮浦 富保)

## **龍谷理工ジャーナル** VOL. 26-2 2014

2014年9月5日発行

### 編集·発行 龍谷大学理工学会

編集委員長 宮浦富保

 編集委員
 数理情報学科 ··········· 谷
 綾子

 電子情報学科 ········· 里 井 久 輝

機械システム工学科 … 永 瀬 純 也

物質化学科 ………渡 辺 英 児 情報メディア学科 …… 南 條 浩 輝

環境パリューション工学科・・・・ 女 彦

〒520-2194 大津市瀬田大江町横谷 1-5 TEL 077-543-5111代

#### 印刷協和印刷(株)

〒615-0052 京都市右京区西院清水町 13 TEL 075-312-4010



## 2014 No.67 VOL.26-2

### 目次

解 説			
琵琶湖疏水を歩く(京都市内) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	本	太	郎(1)
先進的な生産加工技術およびシステムの確立を目指して小	JI	圭	二 (10)
自由という名の牢獄、義務という名の解放 谷		綾	子 (17)
随想			
ドイツ アーヘン訪問記	野	昌	弘(22)
学生の広場			
ニッケルの生まれ故郷「ニューカレドニア」で感じた			
生物多様性の危機木	村	秀	平 (28)

Ryukoku Journal of Science & Technology